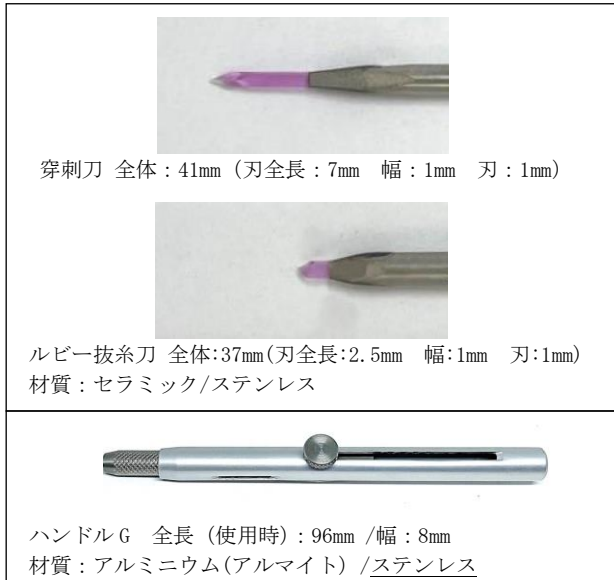


機械器具 34 医療用刀
一般的名称 眼科用ナイフ コード No32764001
一般医療機器 (クラス I)
販売名 ルビーナイフ

**【形状、構造及び原理】



把持部を持ち、先端部に取り付けた刀で組織等を切開、切断、穿孔等に用いる。

【使用目的又は効果】

眼及び周辺構造の手術に切断用の手術器具として用いる。

**【使用方法】

- (1) 本品は未滅菌であるため使用前に洗浄、滅菌を行い、滅菌されたことを確認してから使用する。
- (2) ハンドル G のローレットネジを緩め、スリットの端まで動かす。内部の刀取付部を露出させた状態でローレットネジを締め、確実に固定されたことを確認する。
- (3) ハンドル G の刀取付部に刀を取付け、確実に固定されたことを確認する。
- (4) 把持部を持ち先端の刀で組織を切開、切断、穿孔等する。

【使用上の注意】

- (1) 使用前に、破損、傷、曲がり等異常がなく、使用に耐えうる状態であることを顕微鏡下で確認する。
- (2) 切損、曲がり等の原因になるので使用時に必要以上の力を加えないこと。
- (3) 使用中は器具の正常性を適宜確認し、違和感等のある場合は直ちに使用を中止すること。
- (4) 塩素及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になる為、できるだけ使用を避けること。使用中に付着した際は即時水洗いすること。
- (5) 電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があるため注意すること。また他の製品との併用は本製品への影響が無いことを確認した上で使用すること。
- (6) 超音波等を用いた機器との接触は破損の原因になるため注意すること。

【保管方法及び有効期間】

- (1) 保管にあたっては洗浄した後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず直ちに乾燥すること。
- (2) 滅菌済みの器具の貯蔵・保管にあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間の管理をすること。
- (3) 使用期間は特にありませんが、切れ味が悪くなりましたら交換又は修理等をして下さい。

**【保守・点検に係る事項】

- (1) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等の汚物を乾燥しないうちに除去し、洗浄液に浸漬すること。汚染防止のための洗浄、消毒をすること。
※洗浄が不十分なまま滅菌処理すると器具表面に褐色のしみ（焼け）が発生することがあります。
- (2) 汚物除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- (3) 超音波洗浄器を使用する際は、洗浄前に刃に細かな傷が発生していないか顕微鏡下で確認すること。
※細かな傷からも割れ等が発生する可能性があります。
- (4) 洗浄装置（超音波洗浄器、ウォッシュャー・ディスインフェクタ等）で洗浄するときは、器具同士が接触して先端等を損傷することがないように注意すること。
また、超音波機器等、器具を破損させる恐れのある機器に直接触れさせないこと。
- (5) 洗剤の残留がないように十分なすすぎをすること。仕上げすぎには、浄化水（ろ過、蒸留、脱イオン化等）を使用することをお勧めします。
- (6) 可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を塗布する事をお勧めします。
- (7) 滅菌前に汚れ、傷、曲がり、錆、可動部の動き等に異常がないことを顕微鏡下で点検すること。
- (8) 点検後にセット、包装し滅菌すること。なお滅菌のためのセット、包装にあたっては確実に滅菌できるよう配慮すること。
- (9) 穿孔刀、ルビー抜糸刀においては、強アルカリ性洗剤・強酸性洗剤・消毒剤は器具に化学反応を起こし腐食させ、刃の脱落の原因となる為、使用を避けること。
ハンドル G においては、アルカリ性洗浄剤は器具を腐食させる為、使用しないこと。
中性洗剤の使用をお勧めします。
- (10) オートクレーブ滅菌、ガス滅菌での滅菌を推奨します。また、オートクレーブ滅菌後は乾燥をしっかり行なって下さい。
※滅菌についてご不明な点は弊社にご確認下さい。
- (11) 破損、異常等がありましたら直ちに使用を中止し、修理に出してください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

株式会社 半田屋商店
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-37-4
TEL 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695